

答 申 書
(答 申 第 216 号)
平成 28 年 9 月 20 日

1 審査会の結論

別紙1の表の左欄に掲げる開示請求に対し、同表の1及び2を非開示としたことは妥当である。
また、同表の3を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1の表の左欄に掲げるとおりである。

イ 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の右欄に掲げる公文書を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち、別紙1の1及び2は北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第2号（以下「2号情報」という。）及び第7号（以下「7号情報」という。）に規定する非開示情報に該当するとして、平成27年9月7日付けで個人情報非開示決定処分（以下「本件非開示処分」という。）を行った。

また別紙1の3については、廃棄したことにより存在しないとして条例第22条により平成27年9月7日付けで個人情報不存在通知処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件非開示処分及び本件不存在処分について、「個人情報を開示する。」との処分に変更することを求めていることから、本件非開示処分及び本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるものと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は本件別紙1の1及び別紙1の2の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であり、電子メールの提供者やアンケートの回答者が〇〇〇〇の生徒に限定されていることから、電子メールのアドレスや個人名などを除いて開示した場合でも、その記載されている内容から、電子メールの提供者やアンケート回答者を特定することは容易な状況であり、またアンケートについては生徒自身の手書きによるため、特定は一層容易となることから2号情報に該当すると主張する。

ウ 別紙1の1は〇〇〇〇が異議申立人の子との電子メールのやりとりの内容について、顧問教諭に相談するために提供したものである。

電子メールの内容については提供した生徒の個人情報が多く含まれ、また電子メールの内容について顧問教諭に相談したことは、通常他人には知られたいと認められる。

エ 別紙1の2は、生徒の氏名、学年、クラス及び詳細内容が手書きにより記載されている。

このような生徒自身が手書きで記入したアンケートは、仮に、生徒の氏名、学年、クラスをマスクングしたとしても、その筆跡を卒業文集や寄せ書き等の公開資料と比較対照することにより、回答した生徒を特定することは可能である。

また、そのアンケートの内容は異議申立人の子の情報だけではなく、回答者やその他生徒を特定する

手掛かりとなり得る情報も含まれていると認められる。

オ このことから、別紙 1 の 1 及び別紙 1 の 2 は開示請求者以外の個人に関する情報であり、かつ、開示することにより当該個人の正当な利益を侵すと認められ、2 号情報に該当すると判断する。

(4) 7 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 1 項第 7 号は、監査、検査、調査、取締り、争訟その他の道等又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、別紙 1 の 2 の生徒に対するアンケートを開示すると、今後、アンケートを実施した際に、生徒は生徒自身やアンケートに記載した個人が特定されることをおそれ、アンケートに知っている事実を記載しなくなることが懸念され、学校は適切な対応や判断に必要な情報を十分に得ることができなくなり、学校運営に著しい支障が生じるおそれがあるため 7 号情報に該当すると主張する。

ウ 学校運営に必要な調査等を行うに当たっては、できるだけ多くの具体的かつ客観的な情報を必要とするが、アンケート調査等が回答者の意に反して開示されるおそれがあると、回答者がアンケートに自らの考えや知っている事実を記載することをためらうようになり、結果として具体的かつ客観的な情報を十分に得ることができなくなることから、学校運営に著しい支障が生じるおそれがある。

エ このことから、別紙 1 の 2 を開示すると事務の円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められ、7 号情報に該当すると判断する。

(5) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、別紙 1 の 3 については、学校内アンケートの現物を転記したものを作成したため、現物については学校において当時の職員がシュレッダーで廃棄したことにより不存在である旨述べている。

イ 当審査会の実施機関に対する聴取によって確認した範囲では、実施機関に学校内アンケートの現物及び現物のコピーが現存することを窺わせるに足りる資料等は見当たらなかった。

よって、実施機関が別紙 1 の 3 を不存在としたこと自体は妥当と判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(6) 実施機関に対する意見について

ア 本件異議申立ての対象文書である学校内アンケートの現物は、文書保存期間満了前に廃棄され不存在となっていた。その経緯は、実施機関が学校内アンケートを転記したものを作成した際に、当時の職員二名が十分な確認をせず自己の判断のみで学校内アンケートの原本を廃棄してしまったというものである。

道立学校文書管理規程は、文書の保存につきその性質に応じ保存年限を設定している。

実施機関によれば、同規程上学校内アンケートは 5 年保存の対象であるところ、学校内アンケートの原本を保管期間中に廃棄してしまったことは、この規程に反するものである。

学校内アンケートは学校の今後の対応を検討する資料であるとともに、遺族にとっても事件の経緯を知る上で重要なものであり、その扱いは特に慎重にすることが求められ、廃棄したことは極めて不適切な対応である。

この点、学校内アンケートを廃棄したことについて、平成 28 年 3 月の北海道議会においても文書の不存在について議論があり、実施機関は規程違反を認めたほか、その不適切な文書管理について知事が遺憾の意を表明しているところである。

道の情報公開は、文書管理規程等に基づいた適切な文書管理が行われることを当然の前提としており、その結果、条例の目的である開かれた道政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した道政の発展に寄与することを達成できるのであるから、文書を個人的判断で廃棄するという行為自体は、情報公開制

度の根幹を揺るがす行為であると言える。

当審査会としても、今後、実施機関において、規程に反する不適切な文書管理のために開示請求対象文書が不存在となってしまうことがないように、適切な文書管理を行っていくことを強く望むものである。イ また、アンケート実施後の遺族へのアンケートの開示について、異議申立人と実施機関の双方で主張の食い違いがある。

異議申立人は「お母さんに渡すために書いた」と一部の生徒から聞いたと主張しており、実施機関は、生徒に対しアンケートを異議申立人に渡すという説明は行っていないと主張している。

こうした事件直後の児童生徒に対するアンケートは、学校において事件後の具体的対応を検討する上で重要なものであるだけでなく、遺族にとっても事件の経緯を知る上で極めて関心の高いものである。

本件事件後の平成26年7月に文部科学省は「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」を示している。

今後、アンケートの実施にあたっては、この指針に基づき、調査の趣旨、目的、方法及び得られた情報の取り扱いなどについて、実施機関として事前に明確な方針を立て、遺族、子ども及びその保護者に丁寧な説明をするなど慎重な対応が必要である。

このことも当審査会として、併せて付言する。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年11月20日	○ 諮問書の受理（諮問番号509） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤個人情報不存在通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成27年11月25日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成28年1月15日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成28年2月15日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人及び代理人の意見陳述 ○ 審議
平成28年3月24日 （第三部会）	○ 実施機関からの補足説明 ○ 審議
平成28年5月16日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成28年5月19日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年6月21日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成28年8月3日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成28年8月29日	○ 審議
平成28年9月6日 （第85回全体会）	○ 答申案審議
平成28年9月20日	○ 答申

別紙 1

	請求内容	対象公文書	開示区分
1	〇〇〇〇と〇〇〇〇との間で交わされた電子メールの内容を記した文書(6枚)	〇〇〇〇と〇〇〇〇との間で交わされた電子メールの内容を記した文書(6枚)	非開示
2	本件事件に関する部活内アンケートの各生徒の回答文書の現物コピー(27枚)	本件事件に関する部活内アンケートの各生徒の回答文書(27枚)	非開示
3	本件事件に関する学校内アンケートの現物コピー	「本件事故」後に行われた学内アンケートの現物コピー	不存在